

日本柔道整復師協同組合の皆さまへ

制度提供団体 日本柔道整復師協同組合

〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
TEL.03-3821-3511 FAX.03-3822-2475

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

[幹事代理店]

アームリンク株式会社

担当: 米田・小島・小林
〒371-0844 群馬県前橋市古市町1-43-6 (受付時間 真塩ビル2F 平日/午前9時から午後5時まで)
TEL 027-255-3233 FAX 027-280-4659

幹事代理店ホームページはこちら

[引受保険会社]

損害保険ジャパン株式会社

SOMPO 団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 (受付時間 平日/午前9時から午後5時まで)
TEL 03-3349-5402 FAX 03-6388-0161

- 事故発生の場合のご連絡先(40ページをご確認ください。)
(事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、損害保険ジャパンまたは下記事故サポートセンターまでご連絡ください。)

【新・柔道整復師賠償責任保険】

<受付時間> 平日午前9時～午後5時
本店専門保険金サービス部 専門賠償・保証保険金サービス課 TEL 03-5913-3858
<受付時間> 平日/午後5時～翌日午前9時・土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
事故サポートセンター TEL 0120-727-110

【総合補償制度(団体所得補償・団体長期障害所得補償・新・団体医療・交通事故傷害)】

<受付時間> 24時間365日
事故サポートセンター TEL 0120-727-110

- 保険会社との間で問題を解決できない場合
(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(ナビダイヤル)0570-022808(通話料有料)
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sompo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

SJ00-00000(0000.00.00)(0000000) 0000000 - 0000

新・柔道整復師
賠償責任保険

施術所外における柔道整復師業務も補償!!

「柔道整復師賠償」だけでなく任意オプションで

「鍼灸師賠償」

「個人賠償」

「個人情報漏えい賠償」

にご加入できます!

柔道整復師
総合補償制度

「団体所得補償保険」

「団体長期障害所得補償保険」

「新・団体医療保険」 オプション①弁護のちから オプション②親介護プラン オプション③本人介護プラン
(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

「交通事故傷害保険」

「ゴルファー保険」

新発売

保険期間 2020年11月1日午後4時～2021年11月1日午後4時
ただし、中途加入の場合、毎月20日までの受付分は翌月1日からとなります。

募集締切日 2020年10月15日(木) それ以降は中途加入となります。

※自動継続について:毎年11月1日の契約更新時に加入者または損保ジャパンから特段の申し出がない場合は、契約は自動的に継続されます。
※団体所得補償保険・団体長期障害所得補償保険の保険金額設定については、毎年見直しが必要です。詳細はP13をご参照ください。



日本柔道整復師協同組合



損保ジャパン

CONTENTS

■ 補償の早見表・目次

補償の一覧表

	詳細掲載ページ	業務中の賠償リスク						日常生活のリスク			働けないリスク		病気・ケガのリスク							介護のリスク			
		柔道整復師業務	院内設備の不備	院内施設でのケガ	名誉侵害 プライバシー侵害	鍼灸師などの業務	情報漏えい	個人賠償	ゴルフ	弁護士費用	短期の就業不能	長期の就業不能	死亡・後遺障害	入院	通院	手術	がん	先進医療	交通事故	親の介護	自分の介護		
新・柔道整復師賠償責任保険	柔道整復師賠償責任	P2	●	●	●	●																	
	+オプション①鍼灸師賠償責任	P3					●																
	+オプション②個人賠償責任	P3						●															
	+オプション③情報漏えい賠償責任	P3									●												
総合補償制度	団体所得補償保険	P10										●		○ ケガのみ※	※補償プランのみ								
	団体長期障害所得補償保険	P11											●										
	新・団体医療保険	P14													●	●	●	●	●	●			
	+オプション①弁護のちから	P14,18										●											
	+オプション②親介護プラン	P14,19																			●		
	+オプション③本人介護プラン	P14,19																				●	
	交通事故傷害保険	P16													○	○	○	○			●		○ 交通事故によるケガのみ
ゴルファー保険	P17								○ ゴルフ中の賠償のみ	●				○	○	○							○ ゴルフ中のケガのみ

新・柔道整復師賠償責任保険の特長

施術所単位での加入になります。
代表組員1名の加入で全員を補償します！
従業員の人数により追加保険料を
いただきません！（基本・オプション①、③）



総合補償制度 新特約！

本人介護プランを新設しました。
組員・ご家族本人が所定の要介護状態となった際、
一時金が300万円お支払いとなります！
また、充実の付帯サービスもご利用いただけます。



新発売

新発売

【新・柔道整復師賠償責任保険】

- 加入タイプ別の保険金額と保険料 P4
- お申し込み方法について P6
- 記載例 P7
- あらまし P24

【総合補償制度】

- ラインナップ P8
- 付帯サービス P19, 20
- お手続きの流れ P21
- 記載例 P22
- あらまし P28

【その他】

- 事故が起こった場合の連絡先 P40
- 事故連絡票 P41

新・柔道整復師賠償責任保険 とは

この保険で「柔道整復師業務」の賠償事故だけでなく、オプションで「鍼灸師業務」「日常生活」「個人情報漏えい」の賠償事故も補償できます。「基本プラン」と任意に選択できる「オプションプラン」から構成されています。
 ※「オプションプラン」だけのご加入はできません。必ず「基本プラン」とセットでのご加入となります。
 ※本保険では、保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

柔道整復師業務による賠償事故 (柔道整復師特約)

補償内容 「柔道整復師業務」にかかわる事故(施術所の内外は問いません。)によって、患者に損害を与えてしまい、治療費や慰謝料、法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときを補償します。



治療中に強くおしすぎたために骨折させてしまった

お支払いできる主な事例



温熱治療中に誤って火傷をさせてしまった



腕をひっぱった時に誤って脱臼させてしまった

院内施設の不備による賠償事故 (施術所危険担保追加条項)

補償内容 院内施設の不備、従業員の過失、および地域支援事業における介護予防事業(*)の過失が原因で患者や見舞客、通行人などを傷つけたり、持物を壊したりして治療費や修理費など法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときを補償します。
 (*介護予防事業とは、介護保険法第115条に該当する事業をいい、要支援介護状態になることを予防することを目的として実施する事業をいいます。(ただし、事業免許を有する介護事業者のみが実施できる事業を除きます。)



診療所の備えつけの棚から花びんが落ちて、患者がケガをした

お支払いできる主な事例



診療所の看板がはずれて近所の家の窓ガラスを割った



従業員が患者とぶつかり患者がケガをした

院内施設でのケガによる見舞金 (傷害見舞費用担保追加条項)

補償内容 施術所内で、急激かつ偶然な外来の事故によって患者が身体に傷害を被った場合に慣習として払った弔慰金、見舞費用等を補償します。
 ※ただし、損害賠償保険金が支払われる場合、傷害見舞費用保険金は、上記の損害賠償保険金に充当されます。

自由・名誉の侵害、プライバシー侵害による賠償事故 (人格権侵害担保条項)

補償内容 業務遂行に起因して、不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉の侵害、もしくは表示行為による名誉の侵害またはプライバシーの侵害により、法律上の賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。

① 鍼灸師などの業務による賠償事故 (はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師に関する特約条項)

補償内容

「鍼灸師などの業務」にかかわる事故(施術所の内外は問いません。)によって、患者に損害を与えてしまい、治療費や慰謝料など法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときを補償します。
 (*はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の資格を有している方のみ補償の対象となります。)

お支払いできる主な事例

灸治療中に誤って火傷をさせてしまった



鍼を深く刺したことが原因で気胸となった



マッサージ治療で、誤って強くおしてしまっただけ、骨折させてしまった

② 日常生活における賠償事故 (個人賠償責任保険)

補償内容

日本国内外において生じた日常の偶然な事故により、他人を傷つけたり、他人のものを壊したりして、治療費や修理費など法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときを補償します。
 (先生本人とご家族が*自動的に補償の対象となります。)
 *本人の配偶者、本人または配偶者の同居の親族、別居の未婚の子、等を含みます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。(以下同様とします。)ご家族の範囲について詳しくはP.25をご確認ください。

お支払いできる主な事例

飼い犬が他人にかみつきケガをさせた



買い物中に売場の商品を誤って壊した



子どもがボールあそびで他人の家や車の窓ガラスを割った



自転車で第三者にケガをさせた



③ 個人情報漏えいによる賠償事故 (個人情報取扱事業者保険)

補償内容

個人情報「漏えい」または「漏えいのおそれ」が日本国内で生じ(FAX・メールの誤送信、郵送物の誤送付、パソコンの盗難など)、法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときを補償します。
 ※ブランドプロテクト費用(BP費用:謝罪広告掲載費用・見舞金費用・コンサルティング費用等)もお支払いの対象となります。

お支払いできる主な事例

患者宛の請求書を誤って別の患者へ送付してしまった



診療所に保管している個人情報を記録したパソコン、FDが盗難にあった



個人情報データベースへ外部から不正アクセスがあり、個人情報が抜き出された



基本プラン



任意オプションプラン

任意に①から③の1つからでも選択できます。(最大3つ選択できます。)

加入タイプ別の保険金額と保険料

基本プラン

院内施設の不備
柔道整復師業務

による賠償事故を補償

(保険期間 1年間)

加入タイプ		A3	A	B	C	D	E	F	
年間保険料		7,930円	6,690円	5,800円	5,060円	3,760円	3,020円	2,490円	
お支払限度額 (保険金額)	柔道整復師業務に基づく事故	対人 1事故	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円	300万円
		対人 1年間	3億円	3億円	1億5,000万円	9,000万円	3,000万円	1,500万円	900万円
	自己負担額(免責金額)		なし						
	建物や設備に基づく事故	対人 1名	3億円	1億円	5,000万円	2,000万円	500万円	250万円	150万円
対人 1事故		3億円	2億円	1億円	4,000万円	1,000万円	500万円	300万円	
対物 1事故		3億円	1,000万円	500万円	300万円	100万円	50万円	30万円	
自己負担額(免責金額)		なし							
人格権侵害担保		賠償額×90%							
※ただし1名につき30万円/1事故につき1,000万円/1年間につき1,000万円が限度になります。									

院内施設でのケガによる見舞金を補償

お支払限度額 (保険金額)	施設内における傷害事故 (1被災者につき)	死亡・後遺障害	30万円限度(後遺障害は級別により30万円~1万2千円)			
			入院	入院期間により次に掲げる額	31日以上 10万円	15日以上30日以内 5万円
	通院	通院日数(往診日数を含む)により次に掲げる額	31日以上 5万円	15日以上30日以内 3万円	8日以上14日以内 2万円	7日以内 1万円

任意オプションプラン

※オプション②に関しては、保険始期時点で正味被保険者数が500名未満または1,000名以上となった場合には保険料が変更となりますのでご了承ください。

任意に①から③いずれか1つからでも選択できますが必ず基本プランとセットになります。

① 鍼灸師などの業務

における賠償事故を補償
(鍼灸師賠償責任)

(保険期間 1年間)

加入タイプ		P3	P	Q	R	S	T	
年間保険料		5,600円	4,780円	3,990円	3,180円	2,420円	2,260円	
お支払限度額 (保険金額)	対人	1事故	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円
		1年間	3億円	3億円	1億5,000万円	9,000万円	3,000万円	1,500万円
	自己負担額(免責金額)		なし					

② 日常生活

における賠償事故を補償
(個人情報賠償責任)(団体割引 25%)

③ 個人情報漏えい

による賠償事故を補償
(個人情報漏えい賠償責任)

加入タイプ	X
年間保険料	被保険者1名につき 1,500円
お支払限度額	1億円
	自己負担額(免責金額)なし

加入タイプ	Z
年間保険料	3,860円
保険金の種類	第三者への損害賠償に関する補償
	企業ブランド価値のき損を防止・軽減するための費用
自己負担額	損害賠償金
	その他の費用
お支払限度額	20万円
	なし
3,000万円(※1)(※2)	
300万円	

(※1)精神的な苦痛に係る損害については、個人情報1件につき30万円を限度として保険金をお支払いします。
(※2)企業情報が漏えいした場合の第三者への賠償責任に関する補償は1,000万円が限度となります。(自己負担額は5万円です。)

この保険にご加入できる方は

日本柔道整復師協同組合の組合員がいる施術所

施術所単位での加入になりますので、組合員本人だけでなく、組合員以外の先生、および勤務する補助者の方がおこした事故も補償対象となります。

※オプションプラン①(鍼灸師賠償)は、「はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師」の資格を有している方のみ補償の対象となります。

※オプションプラン②(個人賠償)は、組合員本人が加入されると、次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。

- ①本人(記名被保険者) ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
 - ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- なお、本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

お支払いする保険金は

お支払いする保険金は以下のとおりです。

1 法律上の損害賠償金

修理費、治療費、慰謝料等

※オプションプラン③(個人情報漏えい)のブランドプロテクト費用(BP費用)の場合には、以下の費用がお支払いの対象となります。(謝罪会見・広告・文書費用、見舞金費用、クレーム対応費用、コンサルティング費用)

2 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など (損保ジャパンの承認を得て支出したものに限りま)

3 権利保全行使費用(オプションプラン③については求償権保全費用)

他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使のために要した費用

4 損害防止費用^{※3}

損害拡大を防止するために支払った有益な費用

5 緊急措置費用^{※3}

賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用

6 協力費用

損保ジャパンの求めに応じて損保ジャパンへの協力のために支出された費用

下記の算式で計算してお支払いします。

$$\begin{aligned}
 & \text{お支払いする保険金} = \left(\text{1 損害賠償金}^{\text{※1}} - \text{自己負担額(免責金額)} \right) + \begin{matrix} \text{2 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など}^{\text{※2}} \\ \text{3 権利保全行使費用} \\ \text{4 損害防止費用}^{\text{※3}} \\ \text{5 緊急措置費用}^{\text{※3}} \\ \text{6 協力費用} \end{matrix} \\
 & \text{保険金額を限度とします} \\
 & \text{かかった費用をお支払いします}
 \end{aligned}$$

※1 オプションプラン③(個人情報漏えい)のブランドプロテクト費用(BP費用)の場合には、縮小てん補(90%を乗じます。)となります。

※2 2は、1 損害賠償金がお支払限度額を超える場合は、支払限度額の 1 損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

※3 オプションプラン③(個人情報漏えい)の場合には、お支払いの対象とはなりません。別途争訟対応費用(損害賠償請求に対処するために、貴社(被保険者)が支出した文書作成費用、交通費、宿泊費、事故の原因調査費用などの費用)がお支払いの対象となります。

(注1)法律上の損害賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払い対象とはなりません。

(注2)賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。

(注3)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

お申込み方法について

[1] 契約方式

「新・柔道整復師賠償責任保険」は、「日本柔道整復師協同組合」が契約者となり、ご加入を希望される施術所を加入対象者とする団体契約です。

[2] 保険期間

2020年11月1日(午後4時)～2021年11月1日(午後4時)1年間

[3] 申込締切日

■2020年11月1日補償開始の場合：2020年10月15日(木)

■中途加入の場合：補償開始月の前月20日

[4] 申込手続き

新規・中途加入

同封の「新・柔道整復師賠償保険加入依頼書」にてお申込みください。

記入・捺印し、記載内容に間違いがないかご確認のうえ、返信用封筒により日本柔道整復師協同組合制度取扱い代理店までご郵送ください。

必要書類

「新・柔道整復師賠償保険加入依頼書」

預金口座振替依頼書(所属されている都道府県により異なります)

継続加入

■前年と内容を変更して継続加入を行う場合

「新・柔道整復師賠償保険加入依頼書」を新しい内容に訂正してご提出ください。

■前年と同内容で継続加入を行う場合

「新・柔道整復師賠償保険加入依頼書」の提出は不要です。

[5] 保険料の払込方法

年1回払いとします。

■2020年11月1日補償開始の場合：2021年1月4日

■中途加入の場合：補償開始月の翌々月4日(ただし、4日が金融機関の休業日である場合は翌営業日)

※保険料の引き落としができなかった場合、2021年2月4日に再度引落としを行います。2021年2月4日に保険料引落しできない場合には、保険始期日(2020年11月1日)より保険の効力はなくなり、自動的に脱退となります。

(「新・柔道整復師賠償保険加入依頼書」が所定の締切日までに日本柔道整復師協同組合制度取扱い代理店に提出された場合)(所属されている都道府県によって異なります。)

(例) 保険期間の途中でご加入される場合

■保険期間：申込月の翌月1日から2021年11月1日(午後4時)までの期間とします。

■保険料：年間保険料 × $\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$ (1円単位を四捨五入して10円単位) ※同封の「中途加入保険料表」をご参照ください。

基本プラン、任意オプションプラン別に計算して合計してください。

(計算例) 3月10日に加入申込みを行い保険期間が4月1日から11月1日の場合、未経過月数は7か月となります。

合計年間保険料が11,470円(基本プランAタイプ:6,690円+鍼灸師プランオプションプラン①Pタイプ:4,780円)とすると、以下のとおり中途加入保険料は6,690円となります。

〈基本プラン〉 $6,690\text{円} \times \frac{7\text{か月}}{12\text{か月}} = \mathbf{3,900\text{円}}$ (1円単位を四捨五入して10円単位とします。)

〈任意オプションプラン〉 $4,780\text{円} \times \frac{7\text{か月}}{12\text{か月}} = \mathbf{2,790\text{円}}$ (1円単位を四捨五入して10円単位とします。)

〈合計保険料〉 基本プラン：3,900円 + 任意オプションプラン：2,790円 = **6,690円**

ご記入例

※中途でご加入の場合はあらかじめ印字されておりませんのでご了承ください。

日本柔道整復師協同組合 御中
※申込人(加入者)および被保険者は、請求書または提供ジャンルのウェブサイト (https://www.sompo-judo.co.jp) にご記入例・保険料表を参照ください。

保険期間 令和2年11月1日から 令和3年11月1日まで
 加入者番号 071101234 都道府県コード 13

1 申込日および申込人(加入者)についてご記入ください。

申込日 令和2年10月9日 電話番号 03-3349-XXXX FAX 03-3348-XXXX E-mail judo@atc.co.jp

施設住所 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 3-17-7
 施設名 フリガナ ジュウドウセリョウイン 柔道施療院
 代表者名 フリガナ ジュウドウ ジロウ 様
 組合員名 フリガナ ジュウドウ ジロウ 様 組合員番号(8ケタ) 31271234

2 ご希望の加入コースに○をしてください。 ※中途加入の場合の保険料表は裏面を参照下さい。

基本プラン		任意オプションプラン (任意に1つからでも選択できるが、必ず「基本プラン」とセットとなります。)		
コース名	年間保険料	①鍼灸師賠償	②個人賠償	③個人情報漏えい賠償
7106014685		7106014685	7106014686	7106014687
③	7,930円	③	5,600円	
④	6,690円	④	4,780円	
⑤	5,800円	⑤	3,990円	⑤
⑥	5,060円	⑥	3,180円	⑥
⑦	3,760円	⑦	2,420円	⑦
⑧	3,020円	⑧	2,260円	
⑨	2,490円			

3 他同種の保険契約の有無にお答えください。

他同種の保険契約にご加入されていますか? 無 有 (有の場合は右記に記入ください) 保険会社名 保険金額

4 継続しない場合○をしてご捺印ください。

継続しません 印

ご加入コースの年間保険料を記入してください。
※保険期間の途中でご加入される場合の保険料表は、この用紙裏面の表をご参照下さい。

基本プラン	任意オプションプラン			お支払いいただく年間保険料
コース名	①鍼灸師賠償	②個人賠償	③個人情報漏えい賠償	②の合計額
7,930円 - 6,690円	5,600円	1,500円	3,860円	18,890円 (12,050円)

組員番号を取得中の場合は振込日の記入が必要です。(※記入がない場合、ご加入できませんのでご注意ください。)

柔道整復師 総合補償制度 ラインナップ

柔道整復師 総合補償制度とは?

病気、ケガ、交通事故による所得減・医療費等をトータルで補償する保険制度です。

保険名称	補償の概略	被保険者	保険始期日時点での年齢	割引
団体所得補償保険 P10 +	病気やケガにより働けなくなったとき、月々の収入を最長満70歳まで補償します! <small>(対象期間は最長満70歳までのコースと最長4年間のコースでお選びいただけます。)</small>	(1)日整協の組合員および組合員が開業する施術所の従業員 (2)(1)のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)	満15歳～満69歳の方で 勤労所得がある方	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 団体割引 20% 割引 </div>
団体長期障害所得補償保険 P11	病気・ケガにより就業不能になった場合、月々の所得を補償します! ●最長1年間補償します! ●医師の指示による自宅療養中の就業不能時も補償します! ●精神障害の一部を補償します!			
新・団体医療保険 P14	病気・ケガによる入院・手術・通院をワイドに補償します! ●入院保険金は入院初日からお支払いします! ●先進医療等に関わる費用もお支払いします! ●病気・ケガにより所定の手術を受けたとき手術保険金をお支払いします! ●長期入院、通院、退院したときにもお支払いします!	(1)日整協の組合員および組合員が開業する施術所の従業員 (2)(1)のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)	満0歳～満79歳の方	
オプション① 弁護のちから <small>「弁護士費用総合補償特約」</small>	日常生活における法的トラブルを解決するための法律相談費用、弁護士委任費用を補償します。(詳細P18) <small>・被害事故・人格権侵害・借地または借家・遺産分割調停・離婚調停に関する法的トラブル</small>	■被害事故、人格権侵害、借地または借家に関するトラブル ①新・団体医療保険の加入者本人 ②①を親権者とする未成年かつ未婚の子 ■遺産分割調停、離婚調停に関するトラブル ①新・団体医療保険の加入者本人		
オプション② 親介護プラン <small>「親孝行一時金支払特約」</small>	親御さまの介護にかかる費用を補償します! 介護の負担軽減に役立つ様々なサービスをご紹介します。(付帯サービス詳細P19)	新・団体医療保険の加入者の指定された親御さま	満40歳～満79歳 <small>(指定された親御さまの年齢)</small>	
オプション③ 本人介護プラン <small>「介護一時金支払特約」</small>	組合員本人の介護にかかる費用を補償します! また、介護の負担軽減に役立つ様々なサービスをご紹介します。(付帯サービス詳細P19)	新・団体医療保険の加入者本人	満0歳～満69歳の方 <small>(満70歳～79歳は継続のみ)</small>	
交通事故傷害保険 P16	交通事故によるケガを補償します! <small>交通事故によるケガが原因で「死亡・後遺障害を被った時」「入院した時」「手術した時」「通院した時」に補償します!</small>	(1)日整協の組合員および組合員が開業する施術所の従業員 (2)(1)のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)	満0歳～満79歳の方	
ゴルファー保険 P17	ゴルフプレー中や練習中の思わぬ事故や、ホールインワン等の達成時の費用等を補償するプランです! ●ゴルフプレー中や練習中の第三者への賠償を補償します! ●ゴルフ中のゴルファー自身のケガを補償します! ●ゴルフ用品の盗難やゴルフクラブの破損・曲損を補償します! ●ホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合にかかる諸費用等を100万円を限度に補償します!	(1)日整協の組合員および組合員が開業する施術所の従業員 (2)(1)のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)	年齢制限なし	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 団体割引 25% 割引 </div>

☆保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

☆内容に変更がない場合は前年同等条件で自動更新されますので、書類のご提出は不要です。

団体所得補償保険

(天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット)

団体割引
**20%
割引**



団体長期障害所得補償保険

(天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット)

団体割引
**20%
割引**

病気やケガにより働けなくなったとき、月々の収入を最長満70歳まで補償します!



最長1年間補償

1か月につき10万円(1口)または5万円(1口)
(基本保険金額は50万円限度となります。)



最長満70歳まで長期補償

1か月につき10万円(1口)

病気・ケガにより就業不能になった場合の月々の所得を補償します!

(支払対象外期間7日/対象期間1年間)ケガによる万一の死亡・後遺障害も補償します。

病気・ケガにより長期にわたり就業障害になった場合、所得補償保険の対象期間終了後、最長満70歳まで減少所得を補償します。(支払対象外期間372日/対象期間満70歳までもしくは対象期間4年間)

最長**1年間**補償します!

入院による就業不能時には
手厚く補償します!

【入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)が
セットされたコース】

最長満**70歳**まで補償します!

(左記所得補償保険とリレープランでロング補償)
対象期間は最長満70歳までのコースと最長4年間のコースでお選びいただけます。
保険始期日時点での年齢が65~69歳の方は最長3年間
(左記所得補償保険とリレープランでロング補償)

入院・医師の指示による自宅療養だけでなく
一部復職も補償

(仕事に復職しても障害が残り、収入が20%を超えて減少している)
(ような場合にはその割合に応じて保険金をお支払いします。)

共通の特長

入院だけでなく医師の指示による
自宅療養による就業不能時も
補償します!

地震、噴火またはこれらによる津波
によって被ったケガによる就業不能時、
傷害死亡・後遺障害時も補償します!
【天災危険補償特約がセットされたコース】

精神障害の一部を補償します!

※気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害が補償対象になります。(アルコール依存、薬物依存等は対象とはなりません。)

【精神障害拡張補償特約がセットされたコース】
団体所得補償保険の場合: 最長1年間が対象
団体長期障害所得補償保険の場合: 最長2年間が対象

共通の特長

加入手続きは簡単、
医師による診査は不要!

※告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合や特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
【告知の大切さについてのご説明】
○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

保険金のお支払いについて

⚠ **就業不能が生じた時点における保険金額が、保険の対象となる方の平均月間所得額を上回っている場合は、この上回る部分(実際の所得以上の部分)は保険金をお支払いしません。**

保険金のお支払計算例(45歳男性)

<加入プラン>

- 団体所得補償
QSプラン 3口加入/保険金月額: 30万円
(対象期間1年間)
- 団体長期障害所得補償
LSAプラン 2口加入/保険金月額: 20万円
(対象期間満70歳まで)

<事故例>

肺がんを患い入院、就業不能状態となった。
手術後、退院し自宅療養となったのち無事回復し、仕事復帰した。
入院から仕事復帰まで、合計4年間+支払対象外期間(7日間)の期間
就業不能で仕事をお休みした。

<お支払保険金例>

団体所得補償保険 30万円×12か月(1年間) = 360万円
団体長期障害所得補償保険 20万円×36か月(3年間) = 720万円

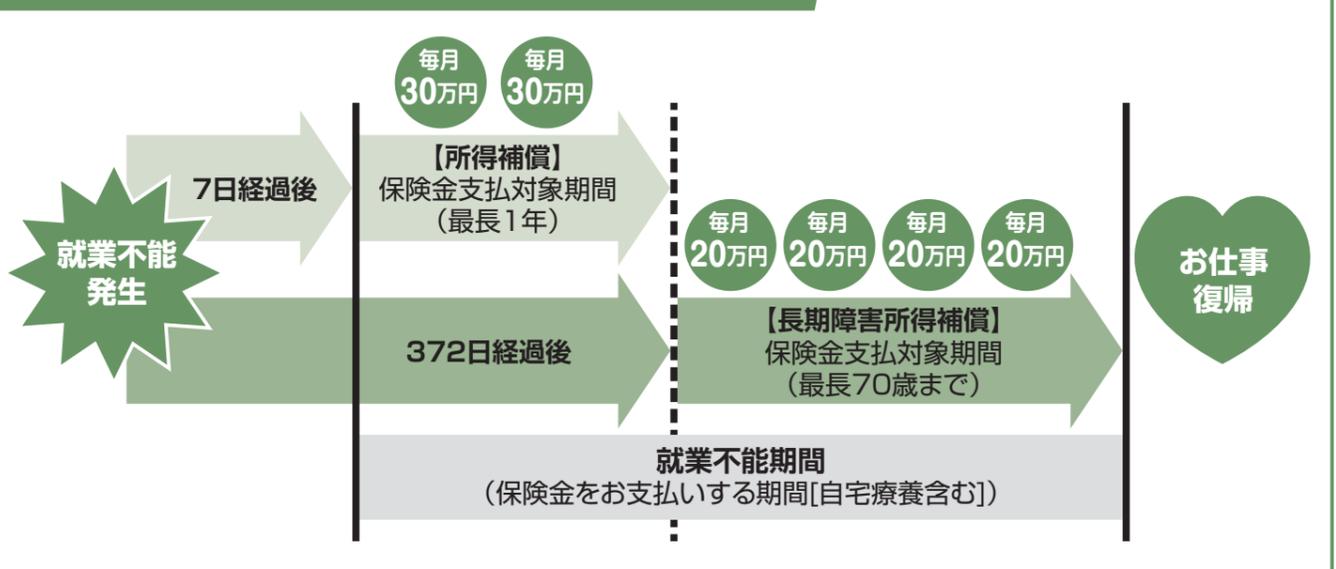
合計 1,080万円

所得補償保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間(7日)を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、「支払対象外期間入院のみ0日・他7日のコース(QSNコースなど)」の場合、入院による就業不能については、支払対象外期間(7日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。

(7日)以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2020年6月現在)ただし、所得補償保険の傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。

保険金のお支払イメージ(QSプラン+LSAプラン)



「所得補償保険」1口あたり月払保険料表

※口数の設定はパンフレットのP13に記載の「保険金額の設定」についてをご確認ください。
基本保険金額は50万円限度となります。

- 保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

<支払対象外期間7日・対象期間1年・保険期間1年・団体割引20%>

		柔道整復師の方(職種別2級)												
支払対象外期間		支払対象外期間 入院のみ0日・他7日						支払対象外期間 7日						
基本保険金額(1口あたり)		10万円(月額)			5万円(月額)			10万円(月額)			5万円(月額)			
特約	精神障害拡張補償特約	○	×	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	
	天災危険補償特約	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○	×	
	傷害特約保険金額(1口あたり)	500万円(注)			×	×	×	×	500万円(注)			×	×	×
コース名		QSN	QMN	3SN	1SN	3MN	1MN	QS	Q	3S	1S	3	1	
満年齢区分	15~19歳	1,100円	1,070円	325円	320円	310円	305円	970円	950円	260円	255円	250円	245円	
	20~24歳	1,410円	1,360円	480円	470円	455円	445円	1,200円	1,180円	375円	365円	365円	355円	
	25~29歳	1,530円	1,470円	540円	530円	510円	500円	1,300円	1,270円	425円	415円	410円	400円	
	30~34歳	1,740円	1,670円	645円	635円	610円	600円	1,500円	1,460円	525円	515円	505円	495円	
	35~39歳	2,030円	1,940円	790円	775円	745円	730円	1,750円	1,720円	650円	640円	635円	620円	
	40~44歳	2,420円	2,310円	985円	965円	930円	915円	2,080円	2,030円	815円	800円	790円	775円	
	45~49歳	2,820円	2,690円	1,185円	1,160円	1,120円	1,095円	2,400円	2,340円	975円	955円	945円	925円	
	50~54歳	3,160円	3,010円	1,355円	1,325円	1,280円	1,255円	2,710円	2,640円	1,130円	1,110円	1,095円	1,070円	
	55~59歳	3,310円	3,180円	1,430円	1,405円	1,365円	1,340円	2,830円	2,780円	1,190円	1,170円	1,165円	1,145円	
	60~64歳	3,410円	3,290円	1,480円	1,450円	1,420円	1,390円	2,960円	2,910円	1,255円	1,230円	1,230円	1,205円	
65~69歳	3,410円	3,290円	1,480円	1,450円	1,420円	1,390円	2,960円	2,910円	1,255円	1,230円	1,230円	1,205円		



追加オプション 傷害特約

傷害特約のみではご加入できません

ケガで死亡したときや後遺障害となった際お支払いとなります。QSN・QMN・QS・Qプランには500万円がセットされておりますが追加加入もできます。

		柔道整復師・事務職の方	
支払対象外期間		-	
基本保険金額(1口あたり)		250万(注)	
特約	精神障害拡張補償特約	×	×
	天災危険補償特約	×	○
	傷害特約保険金額(1口あたり)	×	×
コース名		6	7
満年齢区分	15~19歳	183円	226円
	20~24歳	183円	226円
	25~29歳	183円	226円
	30~34歳	183円	226円
	35~39歳	183円	226円
	40~44歳	183円	226円
	45~49歳	183円	226円
	50~54歳	183円	226円
	55~59歳	183円	226円
	60~64歳	183円	226円
65~69歳	183円	226円	

(注)死亡の場合、特約保険金額の全額がお支払いされます。後遺障害の場合、程度に応じた割合(4%~100%)がお支払いとなります。詳しくは29ページをご確認ください。

「団体長期障害所得補償保険」1口あたり月払保険料表

※「団体長期障害所得補償保険」のみのご加入はできません。
左記「団体所得補償保険」の加入とセットとなります。

- 保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

<保険期間1年・団体割引20%>

		柔道整復師・事務職の方			
支払対象外期間		372日			
保険金受取対象期間		満70歳まで		4年	
基本保険金額(1口あたり)		10万円(月額)			
特約	精神障害拡張補償特約	○	×	○	×
	天災危険補償特約	○	○	○	○
コース名		LSA	LA	LS3	L3
満年齢区分	20~24歳	770円	766円	232円	226円
	25~29歳	763円	758円	211円	205円
	30~34歳	945円	931円	286円	272円
	35~39歳	1,242円	1,223円	382円	362円
	40~44歳	1,850円	1,825円	589円	564円
	45~49歳	2,856円	2,829円	961円	932円
	50~54歳	4,629円	4,601円	1,729円	1,699円
	55~59歳	6,314円	6,283円	2,955円	2,925円
	60~64歳	7,137円	7,110円	5,121円	5,093円
	65~69歳(注)	6,124円	6,100円	(LSBコース)6,124円	(LBコース)6,100円

(注)満65歳~69歳は対象期間3年間となります。



所得補償保険 団体長期障害所得補償保険 保険金額の設定について (注)ご継続の場合も必ずご確認ください

ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。

また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

■所得補償保険・団体長期障害所得補償保険の保険金額の見直しは毎年必要です。

就業不能・就業障害が生じた時点における保険金額が保険の対象となる方の平均所得額を上回っている場合は、この上回る部分の保険金をお支払いしません。

<保険金額の目安>

$$\left(\begin{array}{l} \text{総収入金額} \\ \text{(前年売上金額)} \\ \text{万円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{就業不能・就業障害に} \\ \text{よって支出を免れる金額} \\ \text{万円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{就業不能の発生に} \\ \text{かからず得られる収入} \\ \text{万円} \end{array} \right) \div 12\text{ヶ月} \times \left(\begin{array}{l} \text{平均月間額に対する} \\ \text{保険金額の割合(以下参照)} \\ \text{\%} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{保険金額の} \\ \text{加入限度額} \\ \text{万円} \end{array} \right)$$

(注)課税所得ではありません。

国民健康保険にご加入の場合は85%
この範囲でお決めください

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額の割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 ※健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

新・団体医療保険

(精神障害補償特約セット)

団体割引
**20%
割引**

病気やケガにより入院・手術・通院した時、医療費を補償します!



基本補償

入院保険金は入院初日からお支払いします!

(病気:1回の入院180日限度、ケガ:1事故180日限度)
(生保・労災等に関係なくお支払いします。)

病気・ケガにより所定の手術を受けたとき 手術保険金をお支払いします!

(手術の種類によっては回数制限があります。)

入院・手術保険金だけでなく 長期入院したとき・通院※したとき・ 退院したときにもお支払いします!

※病気による通院の場合、継続して4日超の入院の退院後の通院となります。(30日限度)

先進医療等に関わる費用もお支払いします。

先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kitan.html>)

加入手続きは簡単、 医師による診査は不要!

※告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合や特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

告知の大切さについてのご説明

○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身があるのままをご記入ください。口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

新・団体医療保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、弁護士費用総合補償特約保険料を除きます。(2020年6月現在)

オプション補償

オプション① 弁護のちから

～弁護士費用補償～

日常生活における以下の**法的トラブル**を解決するための**法律相談費用、弁護士委任費用**を補償します。

●被害事故 ●人格権侵害 ●借地または借家 ●遺産分割調停 ●離婚調停

(詳細P18)

オプション② 親介護プラン

～親孝行一時金支払特約～

親御さまの**介護にかかる費用を補償**するとともに、介護の**負担軽減**に役立つ様々な**サービス**をご紹介します。

内容	被保険者	組合員本人の親御さま、もしくは組合員本人の配偶者の親御さまのうち、指定した1名(複数名のご加入も可能です。)
	保険金額	一時金として 300万円
	被保険者年齢	新規のご加入は40歳以上79歳以下(89歳まで継続が可能です。)

オプション③ 本人介護プラン

～介護一時金支払特約～

柔道整復師とご家族**本人**が**介護状態**になったときの**費用を補償**するとともに、**介護の負担軽減**に役立つ様々な**サービス**をご紹介します。

内容	被保険者が所定の要介護状態(要介護2から5相当)に該当し、その状態が90日を超えて継続したとき、被保険者へ一時金をお支払いします。
被保険者	(1)組合員本人および組合員が開業する施術所の従業員 (2)(1)のご家族
保険金額	一時金として 300万円
被保険者年齢	新規のご加入は0歳以上69歳以下(79歳まで継続が可能です)

区分	要介護区分の目安
要介護1	排便・入浴に一部手助けが必要
要介護2	歩行・立ち上がりが一人でできない
要介護3	排便・入浴などに全面的な手助けが必要
要介護4	日常生活に全面的な手助けが必要
要介護5	生活全般に全面的な手助けが必要

補償範囲

基本補償の保険金額と月払保険料

月払保険料表

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

※各5コースの口数設定はできません。<保険期間 1年>団体割引20% 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

コース名		基本補償					
		A20	A15	A10	A5	A3	
保険金額	入院した時 [入院保険金]	病気:1回の入院180日限度 ケガ:1事故180日限度	1日につき 20,000円	1日につき 15,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円
	手術した時 [手術保険金]		入院中に受けた手術: 入院保険金日額の 20倍		外来で受けた手術: 入院保険金日額の 5倍		重大手術: 入院保険金日額の 40倍 (入院中、外来を問わず)
	通院した時 [病気・退院後通院保険金][ケガ・通院保険金]	病気:30日限度(継続して4日超入院の退院後の通院のみ)ケガ:90日限度	1日につき 10,000円	1日につき 9,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 2,000円
	退院した時 [退院一時金]	継続して20日を超える入院後、退院をした時に(一時金)	10万円		5万円		
	長期入院した時 [入院一時金]	継続して180日を超える入院をした時に(一時金)	100万円	75万円	50万円	25万円	15万円
先進医療等費用		300万円					
月払保険料	満0～24歳	5,390円	4,460円	2,850円	1,590円	1,090円	
	満25～29歳	5,870円	4,800円	3,030円	1,670円	1,120円	
	満30～34歳	6,450円	5,240円	3,330円	1,830円	1,200円	
	満35～39歳	6,770円	5,500円	3,510円	1,920円	1,290円	
	満40～44歳	7,100円	5,740円	3,680円	2,000円	1,340円	
	満45～49歳	7,960円	6,410円	4,120円	2,230円	1,460円	
	満50～54歳	9,430円	7,540円	4,880円	2,610円	1,710円	
	満55～59歳	12,370円	9,820円	6,390円	3,380円	2,200円	
	満60～64歳	15,690円	12,360円	8,090円	4,250円	2,740円	
	満65～69歳	21,390円	16,720円	11,000円	5,730円	3,660円	
満70～74歳	—	—	15,350円	7,920円	5,000円		
満75～79歳	—	—	20,070円	10,310円	6,500円		

オプション補償の保険金額と月払保険料

コース名	オプション① 弁護のちから	オプション② 親介護プラン	オプション③ 本人介護プラン
	001	C3	K3
補償内容 保険金額	弁護士費用総合補償特約 法律相談費用 (自己負担額1,000円) 通算 10万円 限度 弁護士委任費用 (自己負担割合10%) 通算 300万円 限度	親孝行一時金支払特約 ※特約保険料は、特約の被保険者(加入者の親御さま)の保険始期(中途加入日)時点の満年齢によります。	介護一時金支払特約 ※特約保険料は、特約の被保険者の保険始期(中途加入日)時点の満年齢によります。
月払保険料	690円	300万円	300万円
満0～39歳			30円
満40～44歳		50円	50円
満45～49歳		90円	110円
満50～54歳		180円	220円
満55～59歳		360円	470円
満60～64歳		730円	930円
満65～69歳		1,590円	1,590円
満70～74歳		3,370円	3,370円 ※継続のみ
満75～79歳		7,070円	7,070円 ※継続のみ

交通事故傷害保険

団体割引
20%
割引

交通事故によるケガを補償します!

交通事故傷害保険の特長

交通事故によるケガが原因で以下の時に補償します。

死亡・後遺障害を
被った時

入院した時

手術した時

通院した時

主に次のような急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。



- 交通乗用具(自動車、自転車等)との接触、衝突等の交通事故
- 駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故

- 交通乗用具の火災
- 交通乗用具に搭乗中の事故 など

月払保険料表

● 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

<保険期間 1年> 団体割引20% 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

コース名	S (5口限度)
死亡した時 [死亡・後遺障害保険金]	77.1万円 / 1口
入院した時 (1入院180日限度) [入院保険金]	1日につき 1,350円 / 1口
手術した時 [手術保険金]	入院中に受けた手術 入院保険金日額の 20倍 外来で受けた手術 入院保険金日額の 5倍 重大手術 入院保険金日額の 40倍 (入院中、外来を問わず)
通院した時 (1通院90日限度) [通院保険金]	1日につき 900円 / 1口
月払保険料 (1口あたり)	150円 / 1口

お支払いいただく月払保険料 ▶ $150 \text{ 円} \times \text{口数(5口限度)} = \text{月払保険料}$
※年齢・性別に関係なく一律の保険料です。

ゴルファー保険

団体割引
25%
割引

ゴルフのプレー中または練習中の事故を補償します!

ゴルファー保険の特長

こんな時、保険金をお支払いします。

ゴルフ中の
賠償責任

誤って他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊してしまった場合に発生する、法律上の損害賠償金や訴訟費用等を **1億円**を限度に補償します!



ゴルファー自身の
傷害

練習・プレー・指導中にご自身がケガをされた場合に、死亡・後遺障害保険金や入院・通院保険金をお支払いします。



ゴルフ用品の
盗難等

ゴルフ場や練習場内でゴルフ用品に盗難、ゴルフクラブの破損または曲損が発生した場合の修理費等を **15万円**を限度に補償します。



ホールインワン・
アルバトロス 費用

ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に発生する、
・贈呈用の記念品購入費用
・祝賀会費用
・記念植樹費用
・同伴キャディへの祝儀などの費用を **100万円**を限度に補償します!



月払保険料表

● 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

<保険期間 1年> 団体割引25%

コース名	G1
第三者に対する賠償責任の補償	1億円
ゴルファー自身のケガの補償	500万円
ゴルフ用品の損害	15万円
ホールインワン・アルバトロス費用	100万円
月払保険料	1,030円

新・団体医療保険 オプション① 弁護のちから 概要

弁護士費用補償

被保険者の範囲：被保険者ご本人

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者	トラブルの当事者
<p>被保険者ご本人、お子さま</p> <p>被保険者ご本人だけでなく、お子さま*1が遭遇されたトラブルについても対象となります。</p>	<p>被保険者ご本人</p> <p>次の法的トラブルについては、調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。</p>
被害事故 <ul style="list-style-type: none"> 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。 インターネット通販の会社から、本物といわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。 	遺産分割調停 <ul style="list-style-type: none"> 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。
人格権侵害 <p>*2*3</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。 昔の交際相手からストーカー行為をされている。 ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめられる、誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。 電車で痴漢被害を受けた。 	離婚調停 <p>*2</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。
借地・借家 <ul style="list-style-type: none"> 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。 アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。 	<p>⚠️ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。</p>

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象となりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金や利息の過払請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

*1 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。
 *2 2人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。
 *3 3人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。 国内補償*

① 法律相談費用保険金	② 弁護士委任費用保険金
弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。 ●保険金額 (保険期間1年間につき) 通算 10万円 限度 ●お支払いする保険金の額 1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額 (免責金額) 1,000円	弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。 ●保険金額 (保険期間1年間につき) 通算 300万円 限度 ●お支払いする保険金の額 1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)

*日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。
 ⚠️ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例 (被害事故に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手も理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 1万円	→	法律相談費用保険金のお支払額 1万円 - 1,000円(自己負担額) = 9,000円
弁護士委任にかかった費用 40万円 着手金 15万円、報酬金 35万円	→	弁護士委任費用保険金のお支払額 40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = 36万円
合計 36万9,000円をお支払い		

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

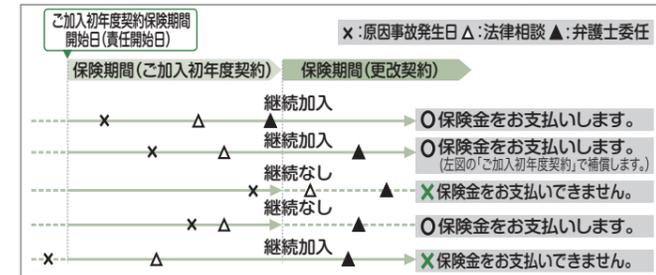
相談できる弁護士が身近にいらなくても安心! 保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン保険サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

緊急時被害事故トラブルサポート 被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際にお電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。
 (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。【受付時間】24時間365日0120-727-110

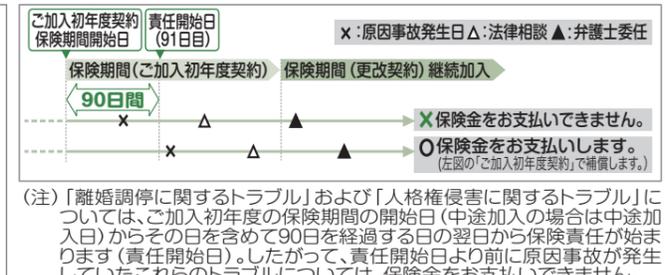
弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
 ■保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
 ■同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金がお支払される最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

新・団体医療保険 オプション②・③ 介護サポートプラン 付帯サービス



「介護サポートプラン」の加入者さまおよび被保険者さま、そのご家族の方限定でご利用いただける、「SOMPO笑顔倶楽部」をご案内いたします。SOMPO笑顔倶楽部は、MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供いたします。(注) SOMPO笑顔倶楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもありません。
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもありません。

(注1) 本サービスは、サービス利用時点における親孝行一時金支払特約セットまたは介護一時金支払特約がセットされた新・団体医療保険の加入者さま、被保険者さまおよびそのご家族の方がご利用できます。
 (注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
 (注3) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
 (注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
 (注5) 本サービスは2020年6月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。
 (注6) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

SOMPO 健康生活サポートサービス

ご加入者とそのご家族の特典

柔道整復師総合補償制度にご加入いただくとご家族も一緒にご利用いただける電話相談サービスが無料で受けられます。

サービス内容 SOMPO健康・生活サポートサービスは、SOMPOホールディングスグループで共同経営するサービスです。 受付時間 24時間・365日

●健康・医療相談サービス
病気にに関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

●医療機関情報提供サービス
ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

●専門医相談サービス(予約制)
より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック 紹介・予約
全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約
がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介
ご自宅にいなから検査ができるサービスをご紹介します。

●介護関連相談サービス
介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

●法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

●メンタルヘルス相談サービス

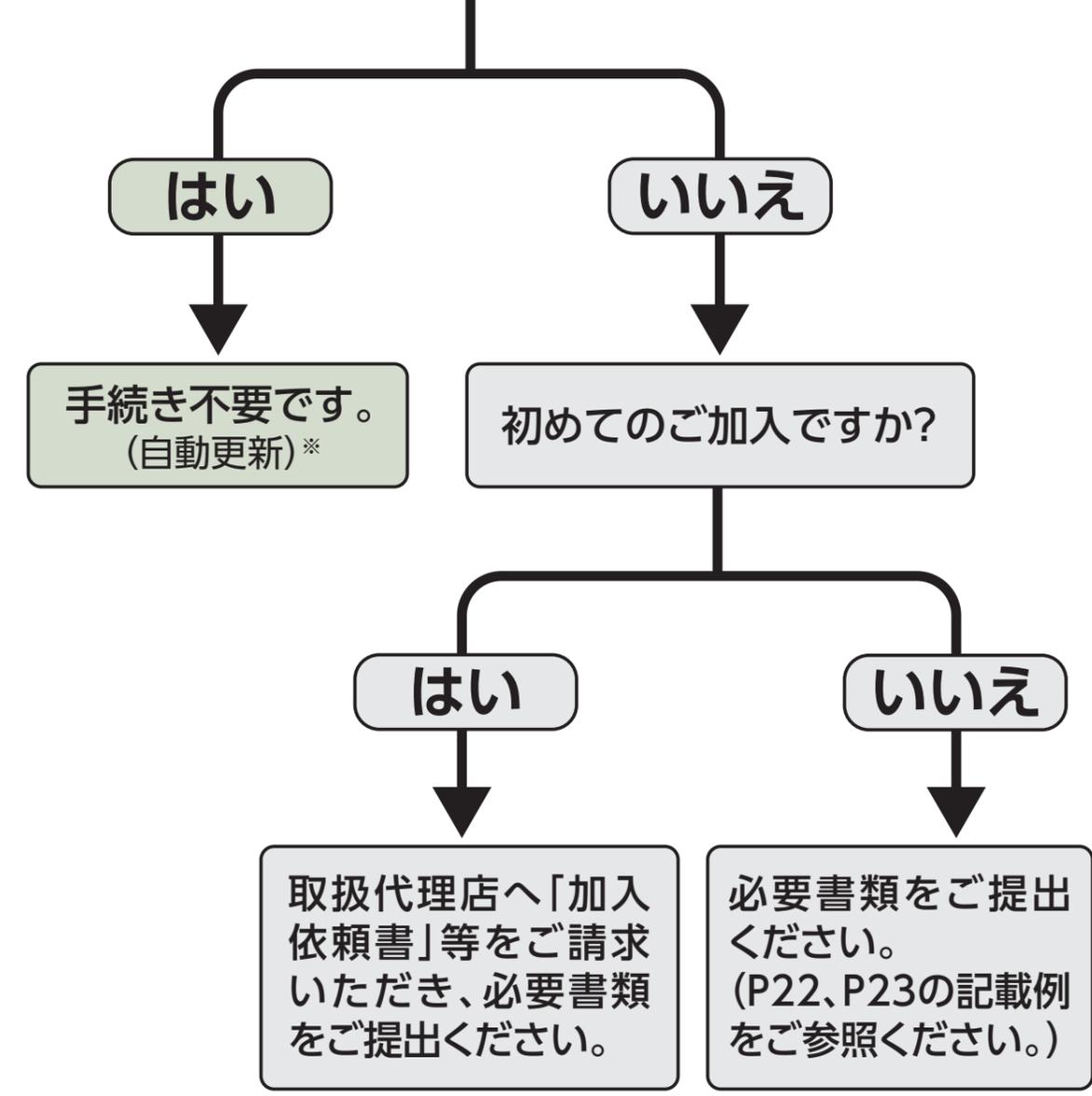
【利用時間】
平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00
※日・祝日・年末年始(12/29-1/4)はお休みとさせていただきます。
臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

●メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

【受付時間】 24時間・365日
ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

総合補償制度 お手続きの流れ

前年と同等内容(同じコース)にてご継続をご希望ですか?



※所得補償保険、団体長期障害所得補償保険にご加入の場合は、P13の保険金額の設定を必ずご確認ください。

記載例

内容変更・脱退(更改時 加入依頼書)

【加入者印】
署名または印鑑を押印してください。

【変更の場合】
追加する加入タイプ、口数・保険料をフリー欄に記入し、合計保険料を訂正してください。

【継続をしない場合】
脱退に○をして、押印してください。

健康状態に関する告知書

【告知者】
被保険者名、告知日、加入する保険種類、疾病・症状をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。

【補償対象外となる疾病群の例】
「胃のポリープ」を告知された場合、疾病群「A群」(胃・腸の疾病)すべてが補償対象外でのお引き受けとなります。

新規加入(団体契約加入依頼書)

【組合員コード】
組合員番号記入(8桁)
記入がなければ加入できません。

【加入タイプ・口数・保険料・合計保険料】
加入タイプ、口数・保険料を記入してください。

【金融機関名】
金融機関名のフリガナをカタカナで記入してください。

預金口座振替依頼書(UC利用県のみ)

必ず預金名義人を記入する。
預金名義人のフリガナはカタカナ30桁まで記入してください。

【金融機関種類】
該当するものに○をしてください。

【印鑑】
銀行印を必ず押印してください。

【口座番号】
口座番号は右詰めで記入してください。

【預金種目】
どちらか該当するものに○をしてください。

新・柔道整復師賠償責任保険

保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

保険期間(責任)開始前の事故(損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

この保険は、被保険者が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (注1)法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。
 (注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。
 (注3)保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

		保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
			共通事項	特約での固有事項
追加条項	傷害見舞費用担保	被保険者が所有、使用または管理する加入依頼書に記載された施設内において、急激かつ偶然な外来の事故によって利用者が身体に傷害(注)を被り、その直接の結果として、死亡または医師の治療を受けた場合に、被保険者が当該傷害を被った者(被災者)に対して慣習として支払った弔慰金、見舞金等の費用を負担した場合。 (注)傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。	①被保険者の故意または重大な過失 ②被災者の故意 ③被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被災者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤地震、噴火、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた事故 ⑥戦争、内乱、暴動 ⑦施設の新築、改築、修理、取りこわしなどの工事 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの	
	人格権侵害	被保険者または被保険者以外の者が柔道整復師の業務等の遂行に起因して保険期間中に以下(以下「不当行為」といいます。))により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。 <人格権侵害> (1)不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 (2)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害<宣伝障害> (1)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 (2)著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 (3)宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用 ただし、1回の事故につき訴訟費用等を除き損害の額が加入者証記載の縮小てん補割合を乗じて得た金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。	前記に掲げる事項の他、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ①被保険者または被保険者の了解、もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任 ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ④事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑥身体障害または財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。 ⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任 ⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任	
追加条項	施術所危険担保	被保険者が所有、使用または管理する加入依頼書に記載された施設もしくは設備、または業務の遂行によって保険期間中に生じた偶然な事故により、第三者に身体障害や財物損壊を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。	①故意によって生じた賠償責任 ②従業員が業務中に被った身体障害 ③他人から借りたり預かったりしている物に対する賠償責任 ④戦争・暴動などによる賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた事故 ⑥世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑦他人との間に結んだ損害賠償に関する特約により加重された賠償責任 ⑧排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任	①自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ②施設の新築、修理、改造、取りこわしなどに起因する賠償責任 ③業務の遂行にあたり発生した当該業務の対象となる者の身体障害に起因する賠償責任
特約	柔道整復師	加入者(被保険者)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において、柔道整復師の業務を遂行することにより、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。))が発生し、法律上の損害賠償責任を負った場合。 なお、上記の身体障害は保険期間中に発見されたものにかぎります。	①名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ②業務の結果を保証することによって加重された賠償責任 ③被保険者が外科手術を行いまたは薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた賠償責任 ④被保険者が医師の同意を得ずに脱臼または骨折の患部に施術を行ったことによる賠償責任 ⑤被保険者が所定の資格を有しないで行った業務の遂行に起因する賠償責任 ⑥美容を唯一の目的とする業務に起因する賠償責任	
任意オプション	鍼灸師賠償特約	加入者(被保険者)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において「はり、きゅう、あん摩・マッサージもしくは指圧」の業務を遂行することにより、施術対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。))が発生し、法律上の賠償責任を負った場合。 なお、上記の身体障害は保険期間中に発見されたものにかぎります。		

基本プラン

		保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
			共通事項	特約での固有事項
任意オプションプラン	②個人賠償責任保険	被保険者の居住の用に供される住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故および個人の日常生活(住宅以外の不動産の所有・使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により他人の身体に障害を与えたり他人のものを壊した事等によって法律上の損倍賠償責任を負った場合。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 なお、被保険者とは次の方をいいます。 ①本人(加入依頼書等記載の本人をいいます。) ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	上記「共通事項」①③④⑤⑥⑦に加えて ①被保険者の職務の遂行に直接起因する賠償責任 ②被保険者の心神喪失による賠償責任 ③被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による賠償責任 ④航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、銃器(空気銃を除きます。))の所有、使用または管理に起因する賠償責任	
	③個人情報取扱事業者保険	①加入者(被保険者)が業務を遂行するにあたり、偶然な事由による個人情報の漏えいまたはそのおそれがあることに起因して保険期間中に日本国内において法律上の損害賠償責任を負った場合 ②加入者(被保険者)が業務を遂行するにあたり、法律上の賠償責任を負担すべき、偶然な事由による個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合において、被保険者が実施する措置に要する費用(ブランドプロテクト費用:BP費用)が生じた場合 なお、以下の(1)、(2)のいずれかがなされる場合にかぎります。 (1)新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等 (2)本人または家族への謝罪文の送付	①故意によって生じた賠償責任 ②被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い ③偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い ④サーバーに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないこと ⑤被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、当該命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ ⑥政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為、またはこれらの行為が発生するおそれ ⑦法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為 ⑧遡及日より前に行われた行為	

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の補償を受けられる方。以下同様とします。))にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：「基本プラン」は賠償責任保険普通保険約款に「施術所危険担保追加条項+柔道整復師特約+傷害見舞費用担保追加条項」等をセットしたものです。「オプションプラン①」は賠償責任保険普通保険約款に「はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師に関する特約条項」等をセットしたものです。「オプションプラン②」は賠償責任保険普通保険約款に「個人情報特約」等をセットしたものです。「オプションプラン③」は業務過誤賠償責任保険普通保険約款に「個人情報取扱事業者特約条項」等をセットしたものです。
- 保険契約者：日本柔道整復師協同組合
- 保険期間：2020年11月1日午後4時から1年間となります。保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。
- 申込締切日：2020年10月15日
中途加入の場合は、毎月20日までに担当代理店にご提出ください。(中途加入以外の保険期間の途中での内容変更も同様です。)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：日本柔道整復師協同組合組合員のいる施術所(※オプションプラン②の場合は組合員本人)
- 被保険者：加入施術所(※オプションプラン②の場合は組合員本人)
オプションプラン②の場合は、加入者(組合員本人)が加入すれば、次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。
①本人(記名被保険者) ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
なお、本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- お支払方法：2021年1月に指定の預金口座から口座振替されます。(1回払)(※所属されている都道府県によって異なります。)
中途加入の場合は、中途加入の申込月の翌々月に指定の預金口座から口座振替されます。
- お支払方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、日本柔道整復師協同組合制度取扱代理店までご送付ください。
既加入者については、前年と同条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。
継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日から2021年11月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月に指定の預金口座から口座振替されます。
- 中途脱退：この保険から脱退される場合は、取扱代理店までご連絡ください。毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は、翌々月1日)からの脱退となります。
- オプションプラン②の場合団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

本パンフレットの【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】**【お支払いする保険金】**をご確認ください。

用語のご説明	
用語	用語の定義
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 ^(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ^(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は、団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※1)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
^(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

★他の保険契約等^(※)の加入状況(オプション②にご加入の場合)

^(※)「他の保険契約等」とは、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①保険料算出の基礎数字 ②業務内容

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

^(※1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
^(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

3.ご加入後における留意事項

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合もご通知ください。

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ず、ご加入の窓口にお申し出ください。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の2020年11月1日午後4時に始まります。

*中途加入の場合、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書	など
③	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
④	損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など
⑦	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書	など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

9.個人情報の取扱いについて

●保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【オプションプラン②ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約

保険金額 保険期間

保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



総合補償制度

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この総合補償制度は、以下の保険によって構成されています。

- 所得補償保険(所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。)
- 団体長期障害所得補償保険(団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。)
- 新・団体医療保険(団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、傷害保険特約、疾病保険特約等各種特約をセットしたものです。)
- 交通事故傷害保険(交通事故傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。)
- ゴルフ保険(賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、身体傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等各種特約をセットしたものです。)

■保険契約者：日本柔道整復師協同組合(日整協)

■保険期間：2020年11月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：2020年10月15日 中途加入の場合は、毎月20日までに取扱代理店にご提出ください。(中途加入以外の保険期間の途中での内容変更も同様です。)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：日整協の組合員

●被保険者：(1)日整協の組合員および組合員が開業する施術所の従業員

(2)(1)のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)

ただし、弁護士費用補償特約に加入される場合は未成年者を除きます。

*被保険者本人のみが保険の対象となります。

*保険始期日時点での年齢が以下の方が対象となります。

(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険※)：満15歳以上満69歳以下で勤労所得のある方

※ただし、団体長期障害所得補償保険の場合で、満65歳以上満69歳以下は対象期間3年間となります。

(新・団体医療保険、交通事故傷害保険)：新規加入・継続加入の場合ともに満0歳以上満79歳以下

(ゴルフ保険)：年齢制限なし

●お支払方法：2021年1月分診療報酬から毎月控除、もしくは指定の預金口座から口座振替されます。(12回払)(所属されている都道府県によって異なります。)

●お手続方法：下表のとおり必要事項にご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。(記載例をご参照ください。)

(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、新・団体医療保険)

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合 書類のご提出は不要です。
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」※2をご提出いただきます。 ※2告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法は取扱代理店までお問い合わせください。

(交通事故傷害保険・ゴルフ保険)

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合 書類のご提出は不要です。
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2021年11月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。

●中途脱退：この保険から脱退される場合は、取扱代理店までご連絡ください。毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は、翌々月1日)からの脱退となります。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金・無事故戻し返れい金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金・無事故戻し返れい金はありません。

<所得補償保険>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合		
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>お支払いする保険金の額 ＝保険金額(月額)^(※1)×就業不能期間(保険金をお支払いする期間)^(※2)の月数^(※3)</td> </tr> <tr> <td>就業不能期間(保険金をお支払いする期間)^(※2) ＝就業ができない期間－支払対象外期間</td> </tr> </table>	お支払いする保険金の額 ＝保険金額(月額) ^(※1) ×就業不能期間(保険金をお支払いする期間) ^(※2) の月数 ^(※3)	就業不能期間(保険金をお支払いする期間) ^(※2) ＝就業ができない期間－支払対象外期間	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 など ●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能 など <p>(注)精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	お支払いする保険金の額 ＝保険金額(月額) ^(※1) ×就業不能期間(保険金をお支払いする期間) ^(※2) の月数 ^(※3)			
就業不能期間(保険金をお支払いする期間) ^(※2) ＝就業ができない期間－支払対象外期間				
所得補償保険(基本補償)(*)	<p>(※1)加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2)加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3)就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1)対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2)原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5)通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注7)入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から7日までとなります。</p> <p>(注8)入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から7日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>			
傷害による死亡後遺障害補償特約	<p>(1)死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡保険金の額＝特約保険金額の全額</td> </tr> </table> <p>(2)後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じた特約保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。</p> <table border="1"> <tr> <td>後遺障害保険金の額＝特約保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</td> </tr> </table>	死亡保険金の額＝特約保険金額の全額	後遺障害保険金の額＝特約保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	<ul style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
死亡保険金の額＝特約保険金額の全額				
後遺障害保険金の額＝特約保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)				

(*)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

●特定疾病等対象外特約について

・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。(削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病群が複数の場合

○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●基本補償の保険金額の設定について
ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。
また、他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下
共済組合(例:公務員)	*健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下 40%以下

用語のご説明	
用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 <ul style="list-style-type: none">「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といえます。 (※)骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 <p>①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。</p> <p>②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。</p> (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

<団体長期障害所得補償保険>

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】		
保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 <p style="text-align:center;">お支払いする保険金の額(月額)＝保険金額×所得喪失率^(※1)</p> <p>(※1)所得喪失率＝(就業障害発生前の所得額－回復所得額)÷就業障害発生前の所得額</p> <p>(注1)就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(50万円)を限度とします。</p> <p>(注2)保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>(注3)保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。</p> <p>(注4)補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。</p> <p style="text-align:center;">保険金をお支払いする期間^(※)＝就業障害である期間－支払対象外期間</p> <p>(※)協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(4年もしくは、70歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。対象期間が4年もしくは、70歳満了のご契約であってもご加入時に満65歳以上69歳以下の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。</p> <p>(注5)対象期間(4年もしくは、70歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(注6)原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注7)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更がある場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注8)支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注)支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。</p> <p>(注9)精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p>	次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 <p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等^(※2)で医学的他覚所見(※2)のないもの</p> <p>⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑦精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害</p> <p>⑧妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑨発熱等の他覚的徴状のない感染　　など</p> <p>(注)精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(注)団体長期障害所得補償保険を複数ご契約^(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。
(※)他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただくこと

<ご継続の場合も必ずご確認ください。>

- 保険金額の設定について
保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な金額をお決めください。また、他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
(※)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 特定疾病等対象外について
 - 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく 場合は、「特定疾病等対象外の条件」をセットすることにより、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 - ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 - ・「特定疾病等対象外の条件」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
 - ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過している場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。(削除できない場合の例)
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合　　など
 - ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明	
用語	用語の定義
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といえます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 <ul style="list-style-type: none">「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 <p>①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。</p> <p>②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。</p>
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

<新・団体医療保険>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

①被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。
②被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日に連続して2日以上の疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの
	疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数	③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)　③放射線治療に該当する診療行為</p> <p>手術(重大手術^(※3)以外)　(入院中に受けた手術の場合)疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×20(倍) (外来で受けた手術の場合)疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍)</p>	⑥傷害 ⑦妊娠、出産、ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。
	重大手術^(※3)　疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けられた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。	⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの
	(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)	⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害　　など
	(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的とてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにすぎります。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
	(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 <p>①開頭手術(穿頭術を含みます。)　②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)</p> <p>③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術　④四肢切断術(手指・足指を除きます。)</p> <p>⑤脊髄(せきずい)腫摘出術　⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>(2)骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p>	⑩アルコール依存、薬物依存等の精神障害　　など
	(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 <次ページへ続きます。>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病手術保険金	<p>〈前ページより続きます。〉</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>〈前ページより続きます。〉</p> <p>(※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>
疾病退院後通院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間中に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額×通院した日数</p>	<p>(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
疾病入院一時金	保険期間中に疾病を被り、継続して180日を超えて入院した場合、疾病入院一時金保険金額をお支払いします(1回の入院について1回かぎりとなります。)	
疾病退院一時金	保険期間中に疾病を被り、継続して20日を超えて入院し、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日以内に生存している状態で退院した場合、疾病退院一時金保険金額をお支払いします(1回の入院について1回かぎりとなります。)	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額　②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【傷害保険特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	<p>保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">傷害入院保険金の額＝傷害入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故</p> <p>⑤脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑥妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑦外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p>
傷害手術保険金	<p>保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基くケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高い1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p style="text-align: center;">手術(重大手術^(※3)以外)　〈入院中に受けた手術の場合〉傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×20(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術^(※3)　傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×40(倍)　(注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1)以下の手術は対象なりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)、の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p>	
傷害通院保険金	<p>保険期間中に生じた事故によるケガで通院した場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">傷害通院保険金の額＝傷害通院保険金日額×通院した日数</p> <p>(注1)通院しない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた脊柱、肋骨、長管骨等の部位を固定するために医師の指示によりギブス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャール、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等を含みません。</p> <p>(注2)傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。</p>	
傷害入院一時金	保険期間中に生じた事故によるケガでの入院が、継続して180日を超えた場合、傷害入院一時金保険金額をお支払いします(1事故について1回かぎりとなります。)	
傷害退院一時金	保険期間中に生じた事故によるケガで、継続して20日を超えて入院し、生存している状態で退院した場合、傷害退院一時金保険金額をお支払いします(1事故について1回かぎりとなります。)	

【その他特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等費用保険金(注1)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1)先進医療および臓器移植をいいます。</p> <p>(※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧妊娠、出産</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p>
親孝行一時金(注2)	<p>被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。)が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>(注1)初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。</p> <p>(注2)本特約の被保険者(親)の「受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)の方となります。</p> <p>(注3)保険金支払条件変更特約(親孝行一時金用)がセットされています。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥先天性異常</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの　など</p>
介護一時金(注3)	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5に相当します。)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p>	

(注1)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額　②被保険者が要介護認定を受けた日の支払条件により算出された保険金の額

(注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額　②被保険者が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額

【弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>1 被害事故に関するトラブル ケガを負われた、財物を壊された、盗難または詐取にあった等^(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>2 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。</p> <p>3 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。</p> <p>(注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>4 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の主義変更に関する費用を含みません。(注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉さ損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。</p> <p>(注1)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。</p> <p>(注2)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <p>①故意、重大な過失または契約違反</p> <p>②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥国または公共団体の強制執行または即時強制</p> <p>⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。</p> <p>⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル</p> <p>⑨主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由</p> <p>⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐取による被害事故に関するトラブルを除きます。</p> <p>⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルを除きます。</p> <p>など</p> <p>(※)この保険契約が保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。</p>
法律相談費用保険金	<p>法律相談^(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">法律相談費用保険金の額　＝　損害の額　－　自己負担額1,000円</p>	
弁護士委任費用保険金	<p>弁護士委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費^(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。</p> <p style="text-align: center;">弁護士委任費用保険金の額　＝　損害の額　×(100%－自己負担割合10%)</p>	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

①被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額　②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額

(※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。

(※2)財物の盗難または詐取にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。

(※3)遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。

(※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

(※5)諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、膳料料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。

(*)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

●特定疾病等対象外特約について

- 告知書で告知していた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 - ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- 「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。(削除できない場合の例)
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合　など

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【各トラブル固有の事由】

左記**1**に該当する場合

⑫被保険者または被保険者以外の者が、所有、使用もしくは搭乗または管理する自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル

⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防

⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等

⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示

⑯身体美容または整形

左記**1**・**2**・**5**に該当する場合

⑰被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由

左記**1**・**5**に該当する場合

⑱環境汚染

⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由

⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等

㉑電磁波障害

左記**3**に該当する場合

㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル

など

用語のご説明	
用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 <ul style="list-style-type: none">「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為(※) (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table> <tbody><tr> <th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr> <tr> <td>1.被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時</td></tr> <tr> <td>2.借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td></tr> <tr> <td>3.離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td></tr> <tr> <td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr> <tr> <td>5.人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr> </tbody></table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時												
1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時												
2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)												
3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時												
4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時												

財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

<交通事故傷害保険>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。(注)次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故　②交通乗用具に搭乗中(※)の事故　③駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災　など
- (※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <p>死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</p>
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 <p>後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p>
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 <p>入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合				
傷害(国内外補償)	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術(※2)</p> <table> <tbody><tr> <td>手術(重大手術(※3)以外)(入院中に受けた手術の場合)　手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍)</td><td>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>〈外来で受けた手術の場合)　手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p></td></tr> </tbody></table> <p>重大手術(※3)　手術保険金の額＝入院保険金日額×40(倍)</p> <p>(注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。</p>	手術(重大手術(※3)以外)(入院中に受けた手術の場合)　手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍)	手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)	<p>〈外来で受けた手術の場合)　手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p>		(前ページより続きます。) <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2のないもの)</p> <p>⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または美習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故</p> <p>⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故</p> <p>⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故　など</p>
	手術(重大手術(※3)以外)(入院中に受けた手術の場合)　手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍)	手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)				
<p>〈外来で受けた手術の場合)　手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p>						
手術保険金	(※1)以下の手術は対象となりません。 <p>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。)　②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。)　④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p>					
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <table> <tbody><tr> <td>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)</td></tr> </tbody></table> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)				
通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)						

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

用語のご説明	
用語	用語の定義
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

<ゴルファー保険>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

ゴルファー保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルファー自身の傷害、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。

(注1)ゴルファー保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2)保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(注)	ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注1)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。</p> <p>(注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。</p> <p>(注3)記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。</p>	①故意によって生じた賠償責任 <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</p> <p>⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任</p> <p>⑥自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※)</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など</p> <p>(※)ゴルフカート自体の損害に対する賠償責任については保険金をお支払いできません。</p>

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合	
身体傷害	ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失に起因するケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火または津波に起因するケガ ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※) のないもの など (※)「医学的他覚所見」とは、医学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。	
	①死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>死亡保険金の額＝保険金額の全額</td> </tr> </table>	死亡保険金の額＝保険金額の全額	
	死亡保険金の額＝保険金額の全額		
	②後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 <table border="1"> <tr> <td>後遺障害保険金の額＝保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</td> </tr> </table>	後遺障害保険金の額＝保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	
後遺障害保険金の額＝保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)			
③入院保険金 入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>入院保険金の額＝保険金額×1.5／1000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</td> </tr> </table>	入院保険金の額＝保険金額×1.5／1000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)		
入院保険金の額＝保険金額×1.5／1000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)			
④通院保険金 通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <table border="1"> <tr> <td>通院保険金の額＝保険金額×1.0／1000×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)</td> </tr> </table> (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	通院保険金の額＝保険金額×1.0／1000×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)		
通院保険金の額＝保険金額×1.0／1000×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)			
ゴルフ用品 (注)	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価 ^(※) を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎりず)。 ②ゴルフクラブの破損または曲損 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。	①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 など	
ホールインワン・アルバトロス費用 (注)	日本国内にあるゴルフ場 ^(※1) においてゴルフ競技 ^(※2) 中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用 ^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときに限りお支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用者が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎりず。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者 ^(※) が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工業者をいいます。	①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など	

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明	
用語	用語の定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

ご契約者または被保険者^(※1)には、告知事項^(※2)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※1)親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。

(※2)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<p><告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。</p> <p><所得補償保険・団体長期障害所得補償保険></p> <p>★被保険者の職業または職務</p> <p>★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態</p> <p>告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。</p> <p>★他の保険契約等^(※)の加入状況</p> <p>(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p> <p><新・団体医療保険></p> <p>★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態</p> <p>告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。</p> <p>★他の保険契約等^(※)の加入状況</p> <p>(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p> <p><交通事故傷害保険></p> <p>★他の保険契約等^(※)の加入状況</p> <p>(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p> <p><ゴルフファー保険></p> <p>★他の保険契約等^(※)の加入状況</p> <p>(※)「他の保険契約等」とは、ゴルフファー保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p>	<p>ずれかの取扱いとなります。</p> <p>①特別な条件を付けずにご加入いただけます。</p> <p>②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)」でご加入いただけます。)</p> <p>③今回はご加入いただけません。</p> <p>●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。</p> <p>●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きで、ご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p><所得補償保険、団体長期障害所得補償保険></p> <p>●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後、就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。 (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。 (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。</p> <p>(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。</p> <p><新・団体医療保険></p> <p>●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後、保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。</p> <p>(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。</p> <p>(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。 (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。</p> <p><新・団体医療保険・弁護士費用総合補償特約></p> <p>●ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生をおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。</p> <p>(所得補償保険・交通事故傷害保険・ゴルフファー保険)</p> <p>●傷害による死亡・後遺障害補償特約(所得補償保険)・交通事故傷害保険・ゴルフファー保険の身体傷害補償の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。</p>
--	---

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

<新・団体医療保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険>

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合も、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのい

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

<所得補償保険・団体長期障害所得補償保険>

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

- ①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等がある場合
- ②職業を変更された場合と知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
- ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
- ④他の保険契約等がある場合

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。

*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

●新・団体医療保険/弁護士費用総合補償特約の離婚調停に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブル、親孝行一時金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合(就業不能または就業障害が発生した場合、事故が発生した場合、ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能または就業障害期間が開始した日、事故の発生日、疾病の場合は入院を開始した日あるいは手術を受けた日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

<ゴルフ保険>

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

<共通>

●保険金のご請求にあたっては、次に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容が確認できる客観的書類 など
③	傷害または疾病の程度、身体障害の内容、就業不能または就業障害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 <p>死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など</p> <p>②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 <p>修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など</p> <p>③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 <p>法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など</p> <p>④ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 <p>ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など</p></p></p></p>

	必要となる書類	必要書類の例
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2)身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度(保険金支払事由の内容・程度、事故の内容またはケガの程度)等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3)被保険者が保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

<所得補償保険・団体長期障害所得保険>

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

<所得補償保険>

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

<団体長期障害所得補償保険>

●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

<新・団体医療保険・疾病保険特約>

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

<新・団体医療保険・弁護士費用総合補償特約>

●被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

<ゴルフ保険>

●ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出いただく必要があります。

●ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1.証明書
同伴競技者1名(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書

2.費用支払を証明する書類

3.アテスト済のスコアカード(写)

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。(※1)ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。

(※2)ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。

- 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員(※3)
- 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員
- 同伴競技者以外の第三者(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
- ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフアの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)

(※3)そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

(※4)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

<所得補償保険・団体長期障害所得補償保険>

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発

生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

<所得補償保険>

●傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

<交通事故傷害保険>

●ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

新・団体医療保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

交通事故傷害保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、

破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。ゴルフ保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

9.個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式サイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

<p>1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。</p> <p><input type="checkbox"/>補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約</p> <p><input type="checkbox"/>保険金額</p> <p><input type="checkbox"/>保険期間</p> <p><input type="checkbox"/>保険料、保険料払込方法</p> <p><input type="checkbox"/>満期返れい金・契約者配当金がないこと</p>	
---	--

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

- 内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)
- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」、「性別」)は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみ、ご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されているので必ずご確認ください。

事故が起こった場合の連絡先は「新・柔道整復師賠償責任保険」と「総合補償制度」では異なります。

新・柔道整復師賠償責任保険の場合(P41の連絡票をご使用ください。) →

事故発生を知った場合または損害賠償請求を受けた場合は、ただちに下記の手続きをおとりください。

- まず第一に次のような事項をメモしてください。
 (イ)事故発生の日時・場所
 (ロ)損害賠償請求を受けた日時
 (ハ)被害者の住所・氏名
 (ニ)事故の原因・状況
 (ホ)被害者から損害賠償の請求を受けたときは、その内容と金額
- 次にそのメモ事項をできるだけ早く損保ジャパンに連絡してください。
 (右ページの事故連絡票によりすみやかにご連絡願います。)
- それから、被害者の言い分をよく聞いてください。
 その際、議論はあまりせず、納得のいく解決を期するため、専門家に相談のうえ善処する旨を伝え、
 法律的質問が出た場合にも、軽率に回答しないようにご注意ください。
- 上記3の交渉内容を損保ジャパンにご連絡いただけましたら、
 保険の適用の有無とその範囲、本件の解決方法等につきご案内させていただきます。

本店専門保険金サービス部 専門賠償・保証保険金サービス課
 〒164-8608 東京都中野区中野4丁目10番2号 中野セントラルパークサウス5階
TEL 03-5913-3858 FAX 03-3385-3704

- ご注意**
- 被保険者(保険の対象となる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、**被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。**
 - 損保ジャパンまたは取扱代理店にご連絡(訴訟提起された場合も含みます。)がないまま示談交渉されると、支払われた(または支払う予定の)損害賠償金の全部または一部について、保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事前に損保ジャパンまでご相談ください。
- ※本保険では、保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

総合補償制度の場合

団体所得補償保険
 団体長期障害所得補償保険
 新・団体医療保険
 交通事故傷害保険
 ゴルファー保険

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110 受付時間24時間365日

損害保険ジャパン(株)
 本店専門保険金サービス部
 専門賠償・保証保険金サービス課 行
FAX.
03-3385-3704

新・柔道整復師賠償責任保険
 日本柔道整復師協同組合
事故連絡票

年 月 日

コピーをとってそのまま
 FAX送信してください。

診 療 所 名				
住 所	〒			
氏 名				
連 絡 先	連絡先	()	FAX	()
事故を発見した日				
フリガナ		性別	年齢	
患 者 名		男・女	歳	
事故発生場所				
事故状況	----- ----- ----- ----- -----			
事故原因(推定)	----- ----- ----- ----- -----			
賠償請求内容 または損害の程度	----- ----- ----- ----- -----			

- ※事故の詳細については、改めて「事故報告書」をご提出いただきます。
- 下記の事故に関する個人情報を貴社の社員またはその委託を受けた者が下記のとおり取り扱うことに同意します。
- 貴社が支払保険金算定の判断・保険金支払・保険引受の判断のために利用すること。
 - 貴社が以下の①から③、およびその他業務上必要とする範囲で取得・利用・提供または登録すること
 - ①貴社が前記1.の業務のため業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、修理業者、保険金請求・支払に関する関係先、事故に関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けること。
 - ②貴社が保険制度の健全な運営のために一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録し、またはこれらのものから提供を受けること。
 - ③貴社が再保険契約や共同保険契約における引受保険会社からの保険金等の受領のために引受保険会社等に提供すること(引受保険会社等から他の引受保険会社への提供を含みます。)

※損保ジャパンは、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。
 ※損保ジャパンの個人情報保護宣言等については下記公式ウェブサイトをご覧ください。
 公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>